

離島航路の運営費補助に 係る認定申請について

離島航路確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性(自由記述)

高松市本土と女木島(※122人)、男木島(※143人)を結ぶ離島航路(男木～高松航路)は、両島における唯一の航路であり、島民には、通院、通学を始め、日常生活の全般において、本航路の利用が不可欠となっている。

このような中、新型コロナウイルス感染症の影響による観光客の大幅な落ち込みがあったが、瀬戸内国際芸術祭等のイベントや、地元住民、航路事業者及び行政との連携による航路維持活性化施策の取組により、利用者は増加傾向で推移している。

しかしながら、島民の高齢化、人口減少などの影響は今後も続くものとみられ、航路を維持するためには公的な支援が必要な状況である。(※令和6年4月現在の登録人口)

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果(自由記述)

本航路は、通勤・通学、その他観光客等に利用されており、令和7年度(令和6年10月～令和7年9月)においては、30万3,095人の利用を見込んでいる。

島民の日常生活や社会生活に必要不可欠な交通機関であることから、安全・快適・正確な運航を目指し、施設やサービスの改善と充実を図るとともに、引き続き収益改善や経費節減に努める。

3. 地域公共交通確保維持事業により運航を確保・維持する航路の概要及び運航予定者

- ・運航予定者：雌雄島海運株式会社(男木～高松航路)
- ・航路の概要：以下計画参照
運航計画書(様式2-2)
航路整備計画書(様式2-3)

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者

- ・令和7年度
収入見込額：174,315,381円
費用見込額：263,339,842円
収支差見込額：▲89,024,461円
詳細：航路損益見込計算書(様式2-4)
- ・負担者：国、香川県、高松市

5. 地域公共交通確保維持事業の改善等に関する事項

別添：離島航路3カ年計画(様式第2-5)

6. 離島航路構造改革事業に係る目的・必要性（自由記述）

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第40条第2項第1号に規定する調査事業等の実施予定者・・・雌雄島海運株式会社（男木～高松航路）

同航路は、島民の唯一の交通手段であり、生活必需品などを輸送する生活手段として不可欠であるが、島民の高齢化、人口減少などの影響により、経営状況は厳しいものとなっている。

将来にわたって本航路を維持するために老朽化した船舶の代替えに係る取組み等を盛り込んだ新たな航路改善計画を策定し、計画に基づく効果的な航路運営を目指す。

なお、平成28年度に航路改善計画を策定し、経営改善に向けて取り組んでおり、新たな計画の策定に当たっては、これまでの取組みを踏まえるとともに、航路周辺の環境や使用船の老朽化などの状況の変化を考慮する。

7. 離島航路構造改革事業に係る定量的な目標・効果（自由記述）

同事業の実施により、現行の運航水準を維持することを目標とする。

8. 離島航路構造改革事業に要する費用の総額、負担者及び負担額

- ・費用の総額：5,000千円（予定）
- ・負担者及び負担額：国及び雌雄島海運株式会社（消費税分）

運 航 計 画 書

令和 6 年 6 月 2 8 日

航 路 名 男木～高松 事 業 者 名 雌雄島海運株式会社

1. 航路の起点、寄港地、終点及びこれらの距離

	起 点	寄 港 地						終 点	合 計
港 名	オギコウ 男木港		メギコウ 女木港					タカマツコウ 高松港	
各港間距離 (km)		4.6					5.5	10.1	
所要時間		20 分					20 分	40 分	

(注) 港名にはフリガナをつけること。

2. 航 路 図

別 紙 参 照

- 注) 1. 当該航路の起点、寄港地及び終点到寄港する他の航路(他社の航路を含む。)があれば、その航路を図示し、運航事業者名及び航路名を明記すること。
2. 当該航路の起点、寄港地及び終点と連絡する他の交通手段があれば、それを図示し、その距離及び需要状況を附記すること。

3. 使用船舶（予備船を含む。）の明細

船 名	船舶 の 種類	船 質	進水 年月	船 舶 所有者	総ト ン数	自動車 航送に係る自 動車積 載面積	旅客 定員 (2等)	主機の 種 類	連 続 最 大 出 力	航 海 速 力
めおん	旅客 フ ェ リ ー	鋼	令和 2 年 11 月	雌雄島海 運、鉄道・ 運輸機構	290 トン	1 5 3 m ²	280 名	ディー ゼル	1,030 kW	10.5 ノット
(めおん 2)	同上	鋼	平成 10 年 10 月	雌雄島 海運	266 トン	1 3 1 m ²	250 名	ディー ゼル	882 kW	10.5 ノット

(注) 予備船の船名は、かっこ書きとすること。

4. 運航回数及び発着時刻表

(1) 使用船舶別の運航回数

船 名	運航系統	航路距離	運航期間	運航回数
めおん	男木～女木～ 高松	1 0 . 1 k m	R6 年 10 月 1 日 ～ R7 年 9 月 30 日	R7 年度計画 2,310 回
(めおん 2)	女木～高松	5 . 5 k m	R7 年 8 月 1 日 ～ R7 年 8 月 20 日	

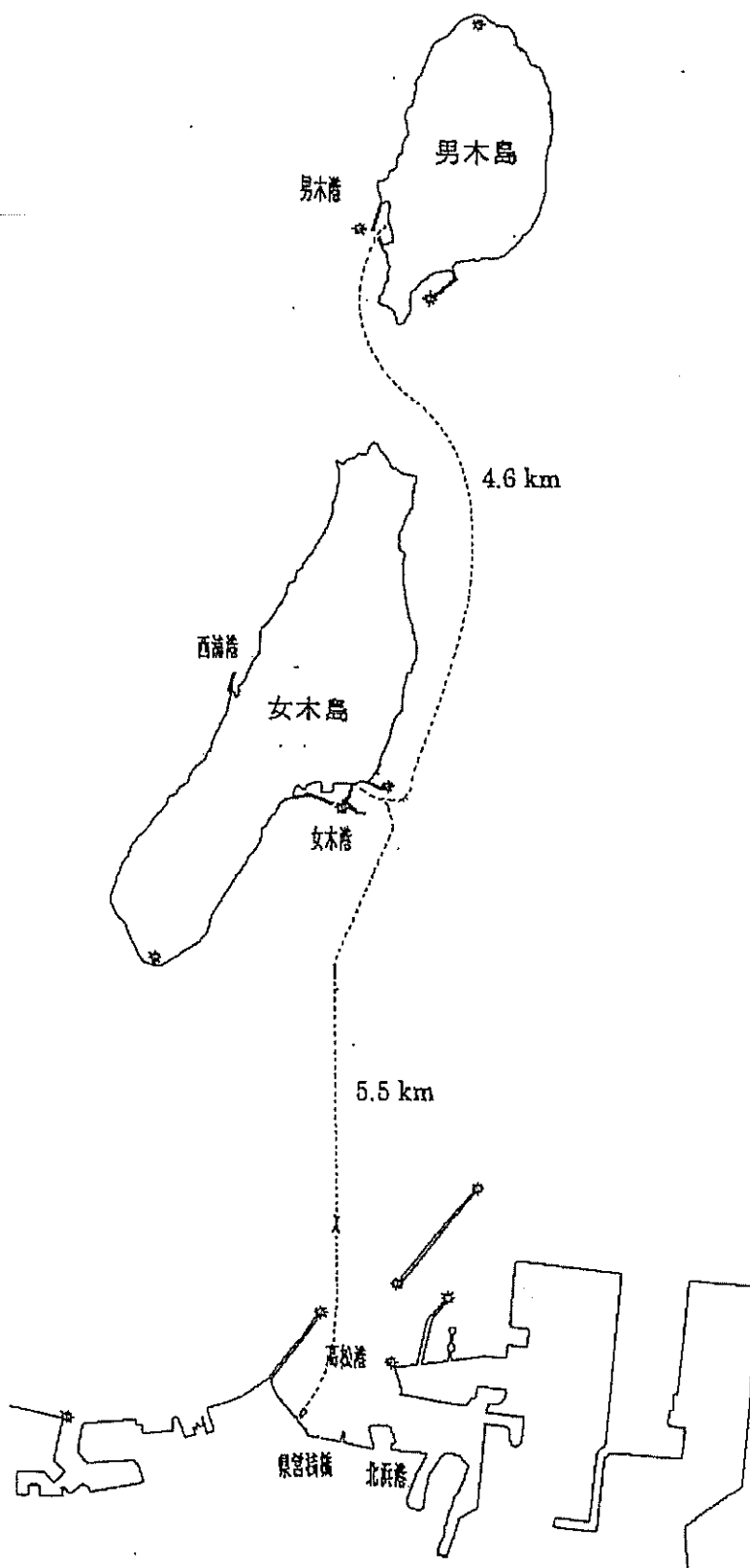
- (注) 1. 予備船の船名は、かっこ書きとすること。
2. 運航系統の欄には、直行便、抜港便又は折返し便ごとに、それぞれの起点、寄港地、終点、折返し地点を記載すること。
3. 航路距離の欄には、各運航系統ごとの距離を記載すること。

(2) 発 着 時 刻 表

別 紙 参 照

【航路図】

男木 - 女木 - 高松間通航基準図 (距離 10.1 km)
1:45000



男木～女木～高松航路時刻表

(10月1日～7月31日 8月21日～9月30日)

往 航			復 航		
男木発	女木発	高松着	高松発	女木発	男木着
7:00	7:20	7:40	8:00	8:20	8:40
9:00	9:20	9:40	10:00	10:20	10:40
11:00	11:20	11:40	12:00	12:20	12:40
13:00	13:20	13:40	14:00	14:20	14:40
15:00	15:20	15:40	16:00	16:20	16:40
17:00	17:20	17:40	18:10	18:30	18:50

(8月1日～8月20日)

往 航			復 航		
男木発	女木発	高松着	高松発	女木発	男木着
7:00	7:20	7:40	8:00	8:20	8:40
—	8:10	8:30	9:10	9:30	—
9:00	9:20	9:40	10:00	10:20	10:40
—	10:10	10:30	11:10	11:30	—
11:00	11:20	11:40	12:00	12:20	12:40
—	12:10	12:30	13:10	13:30	—
13:00	13:20	13:40	14:00	14:20	14:40
—	14:10	14:30	15:10	15:30	—
15:00	15:20	15:40	16:00	16:20	16:40
—	16:10	16:30	17:10	17:30	—
17:00	17:20	17:40	18:10	18:30	18:50
—	18:10	18:30	18:40	19:00	—

様式第2-3 (日本工業規格A列4番)

航路整備計画書

令和6年6月28日

航 路 名 男木～高松

事業者名 雌雄島海運株式会社

経営主体の整備	当該航路に平行又は近接する航路において旅客定期航路事業を営む者がある場合には、当該旅客定期航路事業者との合併又は当該旅客定期航路事業の譲り受け等事業の集約を行うことの要否並びにその実施の方法及び予定期日			該 当 な し	
	当該航路に平行又は近接する航路において旅客定期航路事業を営む者がある場合には、当該旅客定期航路事業者とする海上運送法(昭和24年法律第187号)第28条の協定等その他の調整の要否並びにその実施の方法及び予定期日				
運航の基本的条件の整備	年 度		令和7年度	令和8年度	令和9年度
	航 路	起 点	男木港	男木港	男木港
		主要な寄港地	女木港	女木港	女木港
		終 点	高松港	高松港	高松港
	使用 船舶	隻 数	2 隻	2 隻	2 隻
		総トン数	5 5 6 トン	5 5 6 トン	5 5 6 トン
		新たに取得する必要がある場合において要する資金の調達方法	無	無	無
	運航回数の最小限		6 便	6 便	6 便
1 km 当りの旅客運賃の最高限		67.27 円	67.27 円	67.27 円	

(注) 離島航路運営費等補助金を受けようとする年度以降の3年分を記載すること。

航路損益見込

航路名 男木～高松

事業者名 雌雄島海運(株)

(円)

	令和3年度航路損益 (令和2年10月～ 令和3年9月)	令和4年度航路損益 (令和3年10月～ 令和4年9月)	令和5年度航路損益 (令和4年10月～ 令和5年9月)	3 力年平均	令和7年度航路損益見込 (令和6年10月～ 令和7年9月)	備考 (増減)
収益計	162,696,894	221,227,010	143,781,368	175,901,758	174,315,381	
費用計	248,688,687	254,287,578	257,349,355	253,441,871	263,339,842	
差引当期純利益	△ 85,991,793	△ 33,060,568	△ 113,567,987	△ 77,540,113	△ 89,024,461	

離島航路3カ年計画 (令和7年度～令和9年度)

事業者名 雌雄島海運株式会社航路名 男木～高松

1. 国庫補助航路の経営改善に関する基本方針

島民の日常生活や社会生活に必要な交通機関であるとの認識から、安全・快適・正確な運航を目指し、施設やサービスの改善と充実を図るとともに、引き続き収益改善・経費節減を図ることを基本方針とする。

2. 航路整備計画及び運航計画の改善に関する事項

(航路の再編、経営主体のあり方、使用船舶の代替、運航便数・ダイヤの変更等)

項 目	内 容
経営のあり方	積極的な企業努力と機動的かつ柔軟な運営により、将来構想の展望も見据えつつ、安全・安心な航路運営を推進していく。安全管理規程の遵守を第一義とし、お客様に安心してご利用頂ける体制づくりを継続して構築していく。
使用船舶の代替	令和3年2月に就航した「めおん」は、安定した運航ができています。一方、予備船となった「めおん2」は、夏季臨時便・主船ドック時の代船及び他航路への傭船等で運航しているが、竣工から25年が経過し老朽化が進行している。事業継続性の観点から次船建造の計画策定に取り組みたいです。

3. 収入の増加・確保に関する事項(輸送量の拡大・確保、運賃改定等)

項 目	内 容
輸送量の拡大・確保	「めおん」の定員を250名から280名に増加させたことで通常期の運航には余裕を持って対応可能となった。令和7年度は、コロナ禍の影響を受けない瀬戸芸の開催年となり、定員増の優位性と共に、引き続き新船の快適性をホームページ等で情報発信しつつ、御船印プロジェクトへの参加、さらには、港店における船舶グッズの販売(ペーパークラフト・トートバッグ)等により利用客の増加を図っていく。

4. 経費の節減に関する事項(船員費、燃料潤滑油費、船舶修繕費等の節減)

項 目	内 容
燃料潤滑油費	燃料油に関しては、地政学的リスクの影響等により先行き見通しが立たない状況となっている。価格面での不安定要素も抱えているが、運航時間に余裕がある時はエンジン回転数を抑制すること等で燃料費の削減に繋げる。
船舶修繕費	予備船の「めおん2」も就航後25年が経過し、主機関の経年劣化・配管の腐食の進行・客室等の老朽化が進みつつあるが、日頃のメンテナンスに注力し、不良箇所の早期発見に努めるなど、新船建造までは定期船同様の安全対策を実施する。

5. 関係機関等との連携に関する事項

(港湾施設等のインフラ整備、離島活性化方策との連携等)

項 目	内 容
離島振興計画との連携	香川県離島振興計画との連携を図りながら、観光団体、商工団体、NPO等の協力を得て、多様な主体が参画・協働して男木島・女木島振興に努める。

6. 今後引き続き検討すべき事項

項 目	内 容
離島の活性化に資する航路のあり方	関係機関と協議しながら、利用促進策など持続可能な航路のあり方について、検討を進める。